

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (広報広聴課)	50
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (市町村課)	50
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	51
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	51
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	51
○森林法による通知に代える公示 (2件)…………… (治山課)	51
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	52
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	53
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (維持管理防災課)	54
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	55
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (建築整備課)	55
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (調達課)	58
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	59
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………	60

告 示

北海道告示第281号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成31年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月15日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社電通北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1

4 随意契約に係る契約金額

109,296,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第282号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成31年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視及び保守等業務一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成31年3月29日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 地方公共団体情報システム機構
- (2) 住 所 東京都千代田区一番町25番地

4 随意契約に係る契約金額

176,543,627円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部地域振興局市町村課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成31年4月12日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、池田土地改良区が管理する十日川頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

十日川頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第286号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があっ

た。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を本別町役場の掲示場に掲示した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 通知の内容 平成31年農林水産省告示第661号
- 所在が不明な者 竹中 千恵子

北海道告示第288号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 通知の内容 平成31年北海道告示第197号
- 所在が不明な者 齊藤 友吉、福士 繁一、村上 善吉

北海道告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大富二区の沢川（Ⅱ-72-0860）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町昭栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ハナワビバウシ川（Ⅱ-72-0870）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町昭栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
菊野の沢川（Ⅰ-72-0880）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町松山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松山の沢川（Ⅱ-72-0890）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町松山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平里南の沢川（Ⅱ-72-0920）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町平里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
花丘川（Ⅱ-72-1020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町花丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社の沢川（Ⅰ-72-1040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺薬町温根湯温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安川の沢川（Ⅱ-44-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡中川町字安川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
パンケ左の沢川（Ⅰ-44-0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡中川町字安川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
コクネツ沢川（Ⅱ-44-0210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡中川町字国府（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊清水（4-30-252）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡美深町字清水、字楠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 地滑り
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
報徳(1) (4-32-254)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡美深町字報徳 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂温根湯1区の2-1 (I-7-100-2594)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町花丘 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂温根湯1区の2-2 (I-7-101-2595)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町花丘、留辺蘂町温根湯温泉 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂温根湯1区の2-3 (I-7-102-2596)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 北見市留辺蘂町温根湯温泉 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂温根湯1区の2-4 (I-7-103-2597)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町温根湯温泉 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂温根湯1区の2-5 (II-7-117-1964)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町花丘、留辺蘂町昭栄 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂花丘1 (II-7-118-1965)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町花丘 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺蘂温根湯3区 (III-7-46-682)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺蘂町花丘、留辺蘂町温根湯温泉 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺薬花丘2 (Ⅲ-7-47-683)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺薬町花丘 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
留辺薬花丘3 (Ⅲ-7-48-684)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市留辺薬町花丘 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中川神路2 (Ⅰ-4-73-2216)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町字安川 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中川中川 (Ⅰ-4-74-2217)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町字中川 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 富里の沢川 (Ⅱ-44-0180)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町字豊里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大富一の沢川 (Ⅱ-44-0200)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町字大富 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小鹿沢川 (Ⅰ-44-0220)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町字佐久 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 新富神里線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
虻田郡豊浦町字山梨465番地先から 同郡豊浦町字山梨451番3地先(後志総合振興局界)まで		前	4.00mから 18.50mまで	1,260.35m	—
虻田郡豊浦町字山梨465番地先から 同郡豊浦町字山梨785番2地先まで		前	9.98mから 59.54mまで	600.00m	—
虻田郡豊浦町字山梨465番地先から 同郡豊浦町字山梨451番3地先(河川敷地)まで		後	8.20mから 59.54mまで	1,250.35m	—
虻田郡豊浦町字山梨465番地先から 同郡豊浦町字山梨785番2地先まで		後	9.98mから 59.54mまで	600.00m	—

北海道告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係区間は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町字東神楽129番1地先から 同郡東神楽町ひじり野南1条1丁目83番2地先まで	平成31. 4.23

北海道告示第293号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称、事業内容及び事業規模
 - ア 事業名 北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)改修事業
 - イ 事業内容
 - (ア) 設計業務及び工事監理業務
 - (イ) 施工業務及び施設管理運営業務
 - ウ 事業規模 れんが造 地上2階 地下1階 延床面積5,004.32㎡
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成35年3月17日まで

(4) 履行場所 札幌市

- (5) 本事業は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札後に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事のうち、技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 事業予算額 約7,500,000,000円
- (7) 分別解体等の実施の義務付け
本事業は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた事業である。
- (8) 本事業は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の試行工事である。
- (9) 本事業は、「週休2日モデル工事」の対象工事であるので、契約後、週休2日による施工の意向を申出書により提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) コンソーシアムの結成

- ア 入札参加者は企業連合体(以下「コンソーシアム」という。)を結成すること。
- イ コンソーシアムの構成企業数は、1の(1)のイの(ア)の業務に参加を希望する者は2者又は3者、1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望する者は2者から4者まで(うち建築工事資格者は2者以上を要件とし、電気工事資格者及び管工事資格者の参加も認める。)とすること。
- ウ 1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望する構成企業のうち建築工事資格者の中から応募手続及び入札手続を代表して行う企業(以下「代表企業」という。)を定め、コンソーシアム協定を締結すること。
- エ 代表企業は(3)の要件を満たす場合は、1の(1)のイの(イ)の業務に参加を希望することを認める。
- オ 本事業の入札に参加するコンソーシアムの構成企業は、他のコンソーシアムの構成企業として参加する者でないこと。
- カ 構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、支出負担行為担当者と協議するものとし、支出負担行為担当者がその事情を検討の上、当該変更を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 入札に参加を希望するすべての者に必要な要件
 - ア コンソーシアム(連合体)参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止を受けていない者であること。
 - イ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

ないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

エ 本事業に係る実施設計業務の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員がコンソーシアムの代表企業以外の構成企業である場合を除く。）。

(3) 設計業務及び工事監理業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 平成31年北海道告示第6号に規定する建築設計の資格を有すること。

イ 建築士法（昭和52年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 過去20年間（平成11年度以降）に、元請として完了した次の実績を有すること。

(ア) 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第18条に規定する法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

(イ) 構造 非木造

(ウ) 延床面積 2,500㎡以上。ただし、構成企業のうち1者以上は、5,000㎡以上の実績を有していること。

(エ) 業務種類 耐震改修実施設計

(4) 施工業務及び施設管理運営業務に参加を希望する者に必要な要件

ア 発注工事に対応する平成31年北海道告示第6号に規定する建築工事の資格（電気工事業者又は管工事業者が参加を希望する場合は電気工事又は管工事の資格）及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

(ア) 建築工事資格者については、資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、代表企業は1,100点以上であること。代表企業以外の構成企業は970点以上とする。

(イ) 電気工事資格者については、資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、910点以上であること。

(ウ) 管工事資格者については、資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、870点以上であること。

イ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

ウ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 代表企業以外の構成企業は、過去20年間（平成11年度以降）に元請として完成した次の実績を有すること。ただし、代表企業以外の構成企業で建築工事資格者が2者以上ある場合は、そのうち1者以上がこの要件を満たすこととする。

(ア) 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に規定する法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

(イ) 構造 非木造

(ウ) 延床面積 5,000㎡以上

(エ) 工事種類 耐震改修工事（電気工事資格者が参加を希望する場合は耐震改修工事に伴う電気工事、管工事資格者が参加を希望する場合は耐震改修工事に伴う管工事）

オ 代表企業はエの実績を有し、かつ、過去20年間（平成11年度以降）に元請として完成した次の実績を有すること。

(ア) 構造 組積造

(イ) 延床面積 1,000㎡以上

(ウ) 工事種類 耐震改修工事

カ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

3 競争入札参加資格確認申請書等の提出期間等

入札に参加を希望するコンソーシアムは、コンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添えて提出しなければならない。

(1) 提出期間 平成31年4月23日（火）から同年5月21日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建築局建築整備課事業調整グループ

(3) 提出方法 持参又は送付により提出すること。

4 入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成31年5月31日（金）までに書面により通知する。同時に以下の期日を提出期限として、技術提案書等の提出を要請する。

(2) 技術提案書等の提出期限 平成31年7月1日（月）

5 契約条項を示す場所

3の(2)に同じ。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出日時等

支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨のコンソーシアム参加資格及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、入札書に事業費内訳書を同封し、封筒に「北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）改修事業入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

(3) 初度の入札執行時に事業費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書（施工体制に係る積算内訳説明書）の提出を求められることがあるので、これを承知すること。

(4) 開 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建築局入札室

(5) 開 札 日 時 平成31年10月4日（金）午前10時

7 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

8 契 約 保 証 金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

9 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

無

10 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及びコンソーシアム（連合体）参加資格審査申請書及び入札参加表明書兼競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交 付 期 間 平成31年4月23日（火）から同年5月21日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成31年4月23日（火）午前9時から同年5月21日（火）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

(2) 交 付 場 所 3の(2)に同じ。

なお、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト<https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

(3) 交 付 方 法 直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費 用 無料とする。

11 送 付 に よ る 入 札

認める。

12 落 札 者 の 決 定 方 法 等

(1) 入札参加資格を有するものと認められた者は、「高度技術提案型総合評価落札方式実施要領」に定める項目について技術提案を行わなければならない。

(2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、「高度技術提案型総合評価落札方式実施要領」の別添「落札者決定基準」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、性能提示以外の部分で技術提案を採用されなかった場合は、支出負担行為担当者が閲覧に供する図面及び特記仕様書等で示す施工方法により積算した価格をもって入札しなければならない。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

13 落札者と契約を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

14 契約書作成の要否

要する。

15 予 定 価 格 等

- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格 設定している。

16 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)から(5)まで、(8)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 技術提案は、コンソーシアム参加資格及び競争入札参加資格審査結果通知書の通知後に受け付ける。
- (3) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。
- (4) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。
また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。
- (5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特記仕様書による。

(6) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道建設部建築局建築整備課事業調整グループ
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- ウ 電 話 番 号 011-231-4111 (内線29-884)

17 Summary

A Nature and quantity of the services to be rendered :

- a Name of the Project : Renovation project of Hokkaido Government main office building (Former Red Brick Building)
- b Project Details :

The project includes :

- (a) Designing and construction management
- (b) Construction and facility operational management
- c Scale of the Project : brick building with two above-ground stories and one story below-ground. The total floor area is 5,004.32㎡
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 4, 2019
- C Contact point for the notice : Project Coordination Group, Building Construction Division, Bureau of Public Building, Department of Construction, Hokkaido Government
Address : Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 (Ext. 29-884)

北海道告示第294号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月23日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称（1箱当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) 北海道本庁等コピー用紙（A4）ほか全4件 32,900箱（1箱（500枚／冊×5冊入））
 - (2) 北海道本庁等コピー用紙（A3）ほか全4件 1,200箱（1箱（500枚／冊×3冊入））
 - (3) 北海道本庁等コピー用紙（B4） 200箱（1箱（500枚／冊×5冊入））
 - (4) 北海道本庁等コピー用紙（B5） 50箱（1箱（500枚／冊×5冊入））
- 2 落札を決定した日
平成31年4月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 トッパン・フォームズ株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目7番3号
- 4 落札金額
 - (1) 1,285円
 - (2) 1,640円
 - (3) 2,060円
 - (4) 1,090円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成31年2月22日付け北海道告示第127号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第72号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成31年4月23日
北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 190台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年12月1日から平成36年11月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年4月23日（火）から同年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入札日時 平成31年6月4日（火）午後2時（送付による場合は、同月3日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入契約 1台
イ 予定時期 平成31年7月頃
- (2)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借契約 2台
イ 予定時期 平成31年10月頃
- (1)及び(2)について、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9608

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 190 sets
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., June 4, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than June 3, 2019)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第54号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月23日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 淵 隆

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式
- (2) 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式
- (3) 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式
- (4) 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式
- (5) 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式
- (6) 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式

2 落札を決定した日

平成31年4月3日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(3)から(6)まで
 - ア 氏 名 株式会社セントラルビルサービス
 - イ 住 所 釧路市新富士町4丁目2番28号
- (2) 1の(2)
 - ア 氏 名 株式会社東伸ビル管理
 - イ 住 所 札幌市北区北20条西4丁目2番2号

4 落札金額

- (1) 3,656,016円
- (2) 4,803,840円
- (3) 3,850,416円
- (4) 1,789,776円
- (5) 2,937,600円
- (6) 2,111,184円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年2月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月23日

北海道教育庁後志教育局長 櫻井康雄

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) A重油その1（小樽水産高校納入分） | 76,000リットル |
| (2) A重油その2（高等聾学校納入分） | 172,000リットル |
| (3) A重油その3（小樽高等支援学校納入分） | 112,000リットル |
| (4) A重油その4（余市養護学校納入分） | 99,000リットル |

2 落札を決定した日

平成31年3月13日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(4)

- ア 氏名 河辺石油株式会社
イ 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

(2) 1の(2)

- ア 氏名 北海道中央食糧株式会社
イ 住所 札幌市東区北8条東2丁目1番25号

(3) 1の(3)

- ア 氏名 北海道エナジティック株式会社
イ 住所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号

4 落札金額

- | |
|------------|
| (1) 67.80円 |
| (2) 64.88円 |
| (3) 65.90円 |
| (4) 70.00円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年2月12日付け北海道教育庁後志教育局告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | |
|-----------------------------|
| (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 |

北海道教育庁オホーツク教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月23日

北海道教育庁オホーツク教育局長 松本邦由

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（126台） | 一式 |
| (2) 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（42台） | 一式 |

2 落札を決定した日

平成31年4月4日

3 落札者の氏名及び住所

- | |
|-------------------------|
| (1) 氏名 日通商事株式会社 |
| (2) 住所 東京都港区海岸1丁目14番22号 |

4 落札金額（1月当たりの単価）

- | |
|--------------|
| (1) 777,600円 |
| (2) 194,400円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年2月22日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | |
|--------------------------------|
| (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 |
| (2) 所在地 網走市北7条西3丁目 |